平成２５年（フ）第９７３号
堺市西区浜寺諏訪森町西４丁306番地３、前住所大阪市中央区南久宝寺町１丁目６番10―1203号
債務者　長谷川孝之
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３００号
高知市介良乙2814番地１　津ノ宮ガーデンＣ棟101号室
債務者　中野　勝敏
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６０号
福岡県三潴郡大木町大字前牟田893番地３
債務者　伊藤　毅彦
1　決定年月日時　平成25年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第５７号
北海道岩見沢市上幌向南１条３丁目1250番地10
債務者　穴田　恭子
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第６６号
北海道岩見沢市北２条西14丁目１番２号
債務者　本城　　靖
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第６７号
北海道岩見沢市元町１条東３丁目８番地１　レオパレスピースフル元町110号
債務者　塗　　直行
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第２７４号
盛岡市加賀野４丁目１番30―605号、旧住所岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第１地割２番地867
債務者　中村　信子
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３３０号
愛知県一宮市天王２丁目５番１―404号　天王マンション
債務者　添嶋　康宏
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３４１号
奈良市大安寺３丁目９番14―406号
債務者　安武　吾郎
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３０号
福岡県大牟田市大字吉野979番地５
債務者　髙木　英治
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第６６号
福岡県大牟田市浜田町22番地７
債務者　石田　啓之
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第３３４号
沖縄県浦添市勢理客１丁目22番10―301号　マリオン勢理客
債務者　仲川　秀美
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第５９号
茨城県潮来市潮来144番地
債務者　藤崎カヅ子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第６２号
茨城県神栖市息栖2853番地７橋本荘10号
債務者　藤井　デミ（旧名藤井優子）
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第８８０号
千葉市中央区汐見丘町21番９号
債務者　齋藤　裕子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９０９号
千葉県市川市国府台５丁目25番20―404号　ミキハイム国府台弐番館
債務者　石塚美奈子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９５５号
千葉県習志野市実籾４丁目３番７―301号
債務者　神津　祥隆
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係